

第 38 号議案

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則の制定
について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり
提出します。

令和 6 年 11 月 11 日

教育長 前川 明範

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律施行令について、開示請求における本人確認手続における書類から「健康保険の被保険者証」を削除する改正が行われたことから、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京都府教育委員会規則第3号）について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

以下の様式中、「☐健康保険被保険者証」を削る。

- ・保有個人情報開示請求書（第1号様式）
- ・保有個人情報訂正請求書（第9号様式）
- ・保有個人情報利用停止請求書（第15号関係）
- ・個人情報取扱是正申出書（第20号関係）

3 施行期日

令和6年12月2日

個	人	情	報	の	保	護	に	関	す	る	法	律	施	行	細	則	の	一		
部	を	改	正	す	る	等	の	規	則	を	こ	こ	に	公	布	す	る	。		
令	和	6	年	11	月	●	日													
					京	都	府	教	育	委	員	会								
					教	育	長		前	川			明	範						
京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	●	号								
			個	人	情	報	の	保	護	に	関	す	る	法	律	施	行	細	則	
			の	一	部	を	改	正	す	る	等	の	規	則						
個	人	情	報	の	保	護	に	関	す	る	法	律	施	行	細	則	(	令		
和	5	年	京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	3	号	)	の	一	部	
を	次	の	よ	う	に	改	正	す	る	。										
別	記	第	1	号	様	式	、	第	9	号	様	式	、	第	15	号	様	式		
及	び	第	20	号	様	式	中	「	□	健	康	保	険	被	保	険	者	証	」	
を	削	る	。																	
			附	則																
1		こ	の	規	則	は	、	令	和	6	年	12	月	2	日	か	ら	施	行	
		す	る	。																
2		こ	の	規	則	に	よ	る	改	正	前	の	個	人	情	報	の	保	護	
		に	関	す	る	法	律	施	行	細	則	別	記	様	式	に	よ	る	用	紙
		は	、	当	分	の	間	、	こ	の	規	則	に	よ	る	改	正	後	の	個

個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年京都府教育委員会規則第3号）の一部改正 新旧対照表

現行

改正案

別記
第1号様式（第2条関係）

京都府教育委員会　様

保有個人情報開示請求書

年　月　日

(ふりがな)
氏　名
住所又は居所
〒()
連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）
〒()
代理人の氏名又は名称

記入欄の保護に関する法律（平成16年法律第97号）第6条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

個人情報の保護に関する法律（平成16年法律第97号）第6条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1　開示を請求する保有個人情報（行政文書等の名称その他の固有情報を特定することができる事項）

2　求める開示の実施方法等
（開示の方法に別記に対応することができない場合があります。）
アはイのいずれかに○印を付けてください。
アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。
ア　事務所における開示の実施を希望します。
＜実施の方法＞ □閲覧 □写しの交付
＜実施の希望日＞ 年　月　日
イ　写しの送付を希望します。

3　本人確認等
ア　開示請求者 □本人（イを記載） □法定代理人（ウ及びエを記載）
イ　請求者本人確認書類 □住所代埋人（ウ及びエを記載）
□運転免許証 □住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）
□出入国カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書をみなされる外国人入国検査証明書
□その他（ ）
※　請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限りま。）を送出してください。
ウ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。）
□未成年者（ 年　月　日生） □成年後見人
□任意代理人委任者
エ　法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ）
※　代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限りま。
オ　任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。
□委託状（委任状） □その他（ ）
※　請求者本人確認書類又は開示請求者の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限りま。

別記
第1号様式（第2条関係）

京都府教育委員会　様

保有個人情報開示請求書

年　月　日

(ふりがな)
氏　名
住所又は居所
〒()
連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）
〒()
代理人の氏名又は名称

記入欄の保護に関する法律（平成16年法律第97号）第6条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

個人情報の保護に関する法律（平成16年法律第97号）第6条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1　開示を請求する保有個人情報（行政文書等の名称その他の固有情報を特定することができる事項）

2　求める開示の実施方法等
（開示の方法に別記に対応することができない場合があります。）
アはイのいずれかに○印を付けてください。
アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。
ア　事務所における開示の実施を希望します。
＜実施の方法＞ □閲覧 □写しの交付
＜実施の希望日＞ 年　月　日
イ　写しの送付を希望します。

3　本人確認等
ア　開示請求者 □本人（イを記載） □法定代理人（ウ及びエを記載）
イ　請求者本人確認書類 □住所代埋人（ウ及びエを記載）
□運転免許証 □住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）
□出入国カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書をみなされる外国人入国検査証明書
□その他（ ）
※　請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限りま。）を送出してください。
ウ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。）
□未成年者（ 年　月　日生） □成年後見人
□任意代理人委任者
エ　法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ）
※　代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限りま。
オ　任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。
□委託状（委任状） □その他（ ）
※　請求者本人確認書類又は開示請求者の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限りま。

担当課等
受付場所
記入欄
備考

個人情報情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京都府教育委員会規則第3号）の一部改正 新旧対照表

現行

第9号様式（第11条関係）
京都府教育委員会 様
保有個人情報訂正請求書
年 月 日

(よりがな)
氏名住所又は居所
〒()
連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合)
〒()
代理人の氏名又は名称

記入情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報
の開示を受けた日

※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限り、下記の事項を記載してください。

開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

2 訂正請求の趣旨及び理由
※ 別紙への記載も可能です。

(趣旨：どのような訂正を求めるかについて記載してください。)

(理由：訂正請求の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)

本人確認等
ア 訂正請求者 □本人（イを記載） □法定代理人（ウ及びエを記載）
イ 請求者本人確認書類 □請求者本人確認書類（ウ及びエを記載）
□運転免許証 □健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限り、また提出してください。）
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他（ ）
※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。）
□未成年者（ 年 月 日生） □成年後見人
□任意代理人委任者
エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ）
※ 代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限り、また提出してください。
オ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他（ ）
※ 任意代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限り、また提出してください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）施行に伴う医療保険の被保険者の証明の廃止に対応するもの

備考

改正案

第9号様式（第11条関係）
京都府教育委員会 様
保有個人情報訂正請求書
年 月 日

(よりがな)
氏名住所又は居所
〒()
連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合)
〒()
代理人の氏名又は名称

記入情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報
の開示を受けた日

※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限り、下記の事項を記載してください。

開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

2 訂正請求の趣旨及び理由
※ 別紙への記載も可能です。

(趣旨：どのような訂正を求めるかについて記載してください。)

(理由：訂正請求の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)

本人確認等
ア 訂正請求者 □本人（イを記載） □法定代理人（ウ及びエを記載）
イ 請求者本人確認書類 □請求者本人確認書類（ウ及びエを記載）
□運転免許証 □健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限り、また提出してください。）
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他（ ）
※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。）
□未成年者（ 年 月 日生） □成年後見人
□任意代理人委任者
エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ）
※ 代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限り、また提出してください。
オ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他（ ）
※ 任意代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限り、また提出してください。

個人情報保護の保護に関する法律施行細則（令和5年京都府教育委員会規則第3号）の一部改正 新旧対照表

現 行		改正案	備 考
第15号様式（第16条関係） 京都府教育委員会 様 個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。 年 月 日 （ふりがな） 氏 名 住所又は居所 〒 連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合） 〒 代理人の氏名又は名称 1 利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限り、請求（法第98条第3項）。 2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 開示決定の文書番号： 日付： 年 月 日 ※ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 3 利用停止請求の趣旨及び理由 （趣旨） □法第98条第1項第1号該当 → □利用の停止、□消去 □法第98条第1項第2号該当 → □提供の停止 （理由：利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。）		第15号様式（第16条関係） 京都府教育委員会 様 個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。 年 月 日 （ふりがな） 氏 名 住所又は居所 〒 連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合） 〒 代理人の氏名又は名称 1 利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限り、請求（法第98条第3項）。 2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 開示決定の文書番号： 日付： 年 月 日 ※ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 3 利用停止請求の趣旨及び理由 （趣旨） □法第98条第1項第1号該当 → □利用の停止、□消去 □法第98条第1項第2号該当 → □提供の停止 （理由：利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等（令和5年法律第48号）施行に伴う医療保険の被保険者証の廃止に対応するもの
4 本人確認等 ア 利用停止請求者 □本人（イを記載） □法定代理人（ウ及びエを記載） □任意代理人（ウ及びオを記載） イ 請求者本人確認書類 □本人確認書類（別紙） □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書をみなされる外国人登録証明書 ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。 ウ 本人の状況等（法第94条第1項第2号に規定する場合にのみ記載してください。） □未成年者（ 年 月 日生） □成年後見人 □任意代理人委任者 法第94条第1項第2号に規定する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ※ 法定代理人確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ） ※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。 オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 ※ 請求者確認書類 □委任状 □その他（ ） ※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。		4 本人確認等 ア 利用停止請求者 □本人（イを記載） □法定代理人（ウ及びエを記載） □任意代理人（ウ及びオを記載） イ 請求者本人確認書類 □本人確認書類（別紙） □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書をみなされる外国人登録証明書 ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。 ウ 本人の状況等（法第94条第1項第2号に規定する場合にのみ記載してください。） □未成年者（ 年 月 日生） □成年後見人 □任意代理人委任者 法第94条第1項第2号に規定する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ※ 法定代理人確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ） ※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。 オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 ※ 請求者確認書類 □委任状 □その他（ ） ※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。	

個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年京都市教育委員会規則第3号）の一部改正 新旧対照表

現 行		改正案	備 考
第20号様式（第20条関係） 個人情報取扱是正申出書 京都市教育委員会 様 年 月 日 (ふりがな) 氏 名 住所又は居所 〒 () 連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合） 〒 () 代理人の氏名又は名称 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都市条例第32号）第5条第1項の規定により、下記のとおり個人情報取扱いは是正を申し出ます。 記 1 是正を求める個人情報の取扱い (趣旨：どのような是正を求めるかについて記載してください。) 2 是正の申出の趣旨及び理由 (理由：是正の申出の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。) 3 本人確認等 ア 是正の申出者 ☐本人（イを記載） ☐法定代理人（ウ及びエを記載） ☐任意代理人（ウ及びオを記載） イ 申出者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐住民票簿 ☐健康保険被保険者証 ☐国民年金手帳 ☐国民健康保険被保険者証 ☐国民年金記録簿 ☐国民年金記録簿（別表） ☐国民年金記録簿（別表）（別表） ウ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐その他（ ） エ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。 オ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 カ 任意代理人委任者 ☐法定代理人が申出する場合、又は提出してください。 請求書提出書類 ☐戸籍簿本 ☐住民票簿本 ☐その他（ ） キ 代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限り。 ク 任意代理人が申出する場合は、次の書類を提出してください。 請求書提出書類 ☐委任状 ☐その他（ ） ク 任意代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限り。 担当課等 受付時 受付場所 受付年月日 備考	第20号様式（第20条関係） 個人情報取扱是正申出書 京都市教育委員会 様 年 月 日 (ふりがな) 氏 名 住所又は居所 〒 () 連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合） 〒 () 代理人の氏名又は名称 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都市条例第32号）第5条第1項の規定により、下記のとおり個人情報取扱いは是正を申し出ます。 記 1 是正を求める個人情報の取扱い (趣旨：どのような是正を求めるかについて記載してください。) 2 是正の申出の趣旨及び理由 (理由：是正の申出の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。) 3 本人確認等 ア 是正の申出者 ☐本人（イを記載） ☐法定代理人（ウ及びエを記載） ☐任意代理人（ウ及びオを記載） イ 申出者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐住民票簿 ☐健康保険被保険者証 ☐国民年金手帳 ☐国民健康保険被保険者証 ☐国民年金記録簿 ☐国民年金記録簿（別表） ☐国民年金記録簿（別表）（別表） ウ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐その他（ ） エ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。 オ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 カ 任意代理人委任者 ☐法定代理人が申出する場合、又は提出してください。 請求書提出書類 ☐戸籍簿本 ☐住民票簿本 ☐その他（ ） キ 代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限り。 ク 任意代理人が申出する場合は、次の書類を提出してください。 請求書提出書類 ☐委任状 ☐その他（ ） ク 任意代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限り。 担当課等 受付時 受付場所 受付年月日 備考	第20号様式（第20条関係） 個人情報取扱是正申出書 京都市教育委員会 様 年 月 日 (ふりがな) 氏 名 住所又は居所 〒 () 連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合） 〒 () 代理人の氏名又は名称 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都市条例第32号）第5条第1項の規定により、下記のとおり個人情報取扱いは是正を申し出ます。 記 1 是正を求める個人情報の取扱い (趣旨：どのような是正を求めるかについて記載してください。) 2 是正の申出の趣旨及び理由 (理由：是正の申出の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。) 3 本人確認等 ア 是正の申出者 ☐本人（イを記載） ☐法定代理人（ウ及びエを記載） ☐任意代理人（ウ及びオを記載） イ 申出者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐住民票簿 ☐健康保険被保険者証 ☐国民年金手帳 ☐国民健康保険被保険者証 ☐国民年金記録簿 ☐国民年金記録簿（別表） ☐国民年金記録簿（別表）（別表） ウ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐その他（ ） エ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。 オ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 カ 任意代理人委任者 ☐法定代理人が申出する場合、又は提出してください。 請求書提出書類 ☐戸籍簿本 ☐住民票簿本 ☐その他（ ） キ 代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限り。 ク 任意代理人が申出する場合は、次の書類を提出してください。 請求書提出書類 ☐委任状 ☐その他（ ） ク 任意代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限り。 担当課等 受付時 受付場所 受付年月日 備考	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等（令和5年法律第48号）施行に伴う医療保険の被保険者証の廃止に対応するもの